

特別支援教育就学奨励費についてのお知らせ

佐久市教育委員会では、特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の方を対象に、経済的負担の軽減と特別支援教育の普及奨励を図ることを目的として、学用品費や給食費等の学校教育にかかる費用の一部を補助しています。

1 対象者

- (1) 特別支援学級に在籍している者
- (2) 通級指導教室に通っている者（補助は通学費のみ）
ただし、試験的な通級は対象外
- (3) 特別支援学校の入学基準(学校教育法施行令第22条の3)に該当し、通常学級に在籍している者
ただし、所得の状況により認定にならない場合もあります

2 支給項目および支給額等(参考)

項目	補助対象となるもの	支給額／小学校	支給額／中学校	領収書等の貼付 必要:○ 不要:×
新入学児童等 学用品・通学用品 購入費 (1年生のみ)	ランドセル・制服 など	かかった金額の1/2 上限金額:25,555円 (1回で支給)	かかった金額の1/2 上限金額:28,990円 (1回で支給)	新入学児童等学用品 通学用品購入分の領収書 ○
学用品・通学用品 購入費	学校教育で必要な、ノート・筆記用具・副教材・辞書・雨傘 など	かかった金額の1/2 上限金額:5,820円 (3回で支給)	かかった金額の1/2 上限金額:11,370円 (3回で支給)	認定日(年度当初または追加認定日)以降の領収書 ○
校外活動費 (泊を伴わないもの)	参加するために直接必要な交通費および見学科料 など	かかった金額の1/2 上限金額:800円 (1回で支給)	かかった金額の1/2 上限金額:1,155円 (1回で支給)	×
校外活動費 (泊を伴うもの)	参加するために直接必要な交通費・宿泊費および見学科料 など	かかった金額の1/2 上限金額:1,845円 (1回で支給)	かかった金額の1/2 上限金額:3,105円 (1回で支給)	×
体育実技用具費	スキー・スケート・柔道・剣道用具 など	かかった金額の1/2 上限金額:13,255円 (1回で支給)	かかった金額の1/2 上限金額:26,455円 (1回で支給)	認定日(年度当初または追加認定日)以降の領収書 ○
給食費	給食費	かかった金額の4/10以内 (3回で支給)		×
修学旅行費	参加するために直接必要な交通費・宿泊費および見学科料 など	かかった金額の1/2 上限金額:10,790円 (1回で支給)	かかった金額の1/2 上限金額:28,860円 (1回で支給)	×
通学費	通級指導教室へ通級するために必要な通学費	19円/1km ※公共交通機関を利用する場合、領収書が必要 (3回で支給)		×

※部活動のために購入したものについては対象外です。

※支給額は年度ごとに変動します。

★裏面もご覧ください。

3 留意事項

- (1) 支給額は「特別支援教育就学奨励費補助金国庫補助対象限度額」に基づいているため、年度ごとに変更になる場合があります。
- (2) 「新入学児童等学用品・通学用品購入費」「学用品・通学用品購入費」「体育実技用具費」について

学校の授業で使う物を購入した際は、

必ず領収書またはレシートを保管しておいてください。

対象者へは、支給前に領収書またはレシートの提出をお願いをします。提出がない場合、補助を受けることができません。領収書等に具体的な品名の記載がない場合には、余白に記入してください。

4 申請から支給までの流れ

(1) 申請（4～5月）

提出書類：「収入額・需要額調書」・「就学奨励費交付申請書」・「代理人選任届」

申請は毎年必要です。

(2) 認定（8月頃）

保護者の申請に基づき、教育委員会にて審査を行い、結果を通知します。

所得の状況により認定にならない場合もあります。

(3) 領収書またはレシート等の提出（支給前）

保護者は、購入分の領収書またはレシートを学校へ提出してください。

提出方法等の詳細は、その時に通知します。

(4) 支給（9月・1月・3月）

年3回、指定の口座に振り込みます。

5 その他

- (1) 「特別支援教育就学奨励費」制度とは別に、経済的にお困りの方へ給食費や学用品費などを援助する「就学援助」制度がありますが、両制度を同時に受けることはできません。
「就学援助」制度の方が補助内容が充実していますので、ご希望の方は学校にご相談ください。
- (2) ご不明な点や申請についてのご相談などがありましたら、学校または市教育委員会までお問い合わせください。

佐久市教育委員会
学校教育課 学務係
TEL 0267-62-3478（直通）